平成２６年（再イ）第１０８号

札幌市豊平区福住３条10丁目８番13号　コーポロイヤル101号

再生債務者　宮川　秀吾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１０号

函館市田家町５番４号ハイツペヂ101号

再生債務者　林　　貴博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日　　函館地方裁判所

平成２６年（再イ）第２２号

仙台市太白区中田７丁目25番20号　ロイヤルシティ石田Ｃ棟３

再生債務者　飯田　幸恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第５号

長野県上伊那郡南箕輪村4340番地４

再生債務者　眞壁　俊英

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（再イ）第２５号

岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目75番地の13

再生債務者　谷口芙優美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日　　岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第５号

静岡県富士宮市淀師535番地の16

再生債務者　遠藤　俊全

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再イ）第１６号

静岡県浜松市南区中田島町1049番地の４、前住所静岡県袋井市松原1580番地の１

再生債務者　豊田　忠由

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２６年（再イ）第２４号

広島市東区中山南１丁目31番７号

再生債務者　宮村　孝道

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１１号

山口県下松市大字西豊井447番地３

再生債務者　福本　義之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月17日　山口地方裁判所周南支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第４号

北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業に係る矢上弥兵衛氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知について、同法同条第５項及び第99条第２項の規定に基づく通知が送付すべき場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年10月１日

北部大阪都市計画事業

国際文化公園都市特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

西日本支社　支社長　伊藤　　治

記

1　氏名及び住所

氏名　矢上弥兵衛

住所　不明

2　通知の内容

文書番号　に62―36

国発指定51―09―001　平成26年10月１日

従前の宅地

町名及び字名　茨木市大字宿久庄

地番　366番

地目　山林

登記簿地積　254㎡

基準地積　254.43㎡

仮換地

街区番号　Ｄ３－３街区　画地番号　３画地

地積　95㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年11月１日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

（注意）

1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

（教示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

地方職員共済組合役員の異動について

役員の異動について次のとおり公告する。

平成26年10月１日　　地方職員共済組合

平成26年８月24日付

退任　　理事（非常勤）　福田　　毅

平成26年８月25日付

就任　　理事（非常勤）　菊地健太郎

弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し

平成26年８月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登録

（月　日）	（登録番号）	（所属会）	（氏　名）
８月１日	50243	東　　京	山本　絵真
１日	50244	第一東京	小山　紀昭
１日	50245	〃	下田　祥史
１日	50246	第二東京	丹羽　大輔
１日	50247	〃	楠本　敏之
１日	50248	横　　浜	中村　直樹
１日	50249	第一東京	藤原　俊雄
１日	50250	〃	飯田　敏彦
１日	50251	兵 庫 県	髙山　浩平
１日	50252	第一東京	中川　　萌
１日	50253	第二東京	廣岡　昌彦
１日	50254	横　　浜	北島　忠相
７日	50255	大　　阪	富永　夕子
21日	50256	東　　京	坂東　良昭
21日	50257	〃	松田　惠理
21日	50258	第一東京	水島　　淳
21日	50259	静 岡 県	永山　合歓
21日	50260	大　　阪	横井　秀輝
21日	50261	横　　浜	菊田　雅裕